

●香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人後藤英之が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人後藤英之との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

令和2年6月5日

香川県監査委員 三谷和夫  
同 大西均  
同 高田良徳  
同 新田耕造

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
野村 幸太郎	高松市片原町11番地1むうぶ片原町1106号	令和2年6月5日から 令和3年3月31日まで
竹内 淳二	大阪府泉南郡岬町深日1836番地	
藤川 瑛花	観音寺市大野原町萩原1945番地5	
渡部 佳彦	愛媛県松山市古川西2丁目12番29号	
樋口 明夫	高松市片原町4番地9ラッフルズ405	